

平成24年度第2回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成25年1月31日(木)

午前10時～正午

開催場所 男女共同参画センター 5階 研修室A B

## 会議録詳細

### 開会宣言

(三善会長)

それでは、ただ今より平成24年度第2回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、15名中、12名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第5条第5項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

また、会議は公開することが原則とされておりまして、本日の議題1、2、3、いずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開となります。この点に賛成の方は挙手をお願いいたします。

—委員了承—

(三善会長)

それでは、会議は公開とすることが決定しました。傍聴の方がたは入室ください。

—傍聴人入室—

### 議題1 市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画掲載事業の目標等見直しについて

(三善会長)

それでは、次第に基づきまして、議題1「市川市男女共同参画基本計画掲載事業の目標等見直しについて」から始めます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日は第4次実施計画の事業目標等の見直しとDV防止基本計画の事業目標等の見直しについてご審議をいただきたいと思っております。両計画とも23年度から25年度の3年間の計画期間となっております。今年度は中間年になっておりますことから、必要に応じた一部修正を3つの視点で行っております。1点目は、計画策定時から事業内容等に変更があった事業。2点目は目標と実態とがかけ離れたものとなってしまい、適正な目標設定をすることにより、より効果的な進捗管理、課題分析が行えるようにする事業。3点目は、計画策定時から施策に関わる社会情勢、また環境状況に変化があった事業でございます。計画を効果的に推進していく観点で、適切に目標設定をし、客観的でわかりやすいものにするため、見直しを行うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画の掲載事業の目標等の見直しについて説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。資料3は昨年7月に開催いたしました第1回審議会で報告いたしました第4次実施計画の平成23年度の年次報告の際、お配りしました資料で、進行管理を行っている87事業すべてを掲載しております。2ページ目をめくっていただきまして、今回、見直しを考えております事業が網掛けをしている箇所になります。

次に、資料4をご覧ください。今回、見直しを提案しております事業が18事業ございます。具体的に資料4でご説明させていただきたいと思っております。1事業ずつ説明をさせていただきます。まず、No.18「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育」についてです。教育振興基本計画の前期実施計画の期間が23年度で終了し、24年度から3年の期間で、後期実施計

画がスタートしたことから、具体的な目標を設定したものでございます。

下の段、No.19「進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用」については、No.18と同様に教育振興基本計画の後期実施計画の策定に基づき、具体的な目標を設定したものです。

次に、2 ページNo.21「生活指導・教科領域指導に関する研究・研修」についても、教育振興基本計画の後期実施計画の策定に基づきまして、具体的な目標を設定したものでございます。

下の段、No.23「家庭教育学級運営事業」につきましても、教育振興基本計画の後期実施計画において、実績をもとに目標数値及び他の評価指標の見直しをしたものでございます。

次に、3 ページNo.30「労働相談事業」につきましても、事業の見直しにより、25 年度に実施される社会保険労務士の相談回数が減少することから、目標数値の相談対応可能人数も修正をしたものでございます。

下の段、No.32「一般事業主行動計画策定支援事業」につきましても、今年度、次世代育成支援行動計画で見直しをしております。従業員数が 101 人以上の企業は、次世代育成支援に関する企業の自主的な取組みである一般事業主行動計画の策定が義務付けられておりまして、従業員 101 人以上で市内に本社のある企業を対象に、計画策定の手引きやサンプルを配布することとしておりました。現在、従業員 101 人以上の企業で計画が未策定のところはほとんどないことから、対象を広げまして、事業概要を修正し、従業員 100 人以下の企業にも策定支援をしていくことにしたものでございます。

次に 4 ページNo.37「防犯対策事業」については、21 年度から 23 年度までの第 2 次防犯まちづくり行動計画が終了し、第 3 次防犯まちづくり行動計画がスタートしたことから、数値目標のボランティアパトロール登録者数を具体的に設定したものでございます。

下の段、No.38「家庭保育事業」については、今年度、次世代育成支援行動計画で見直しをしており、数値目標である、家庭保育員数と保育児童数を実態に即した人数に修正したものでございます。

次に 5 ページ、No.42「養育支援訪問事業」については、同じく次世代育成支援行動計画で見直しをしており、数値目標である利用件数を実態に即した日数に修正したものでございます。

下の段、No.50「施設整備事業」については、24 年度から 26 年度までの高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されたことから、数値目標である施設整備数を具体的に設定したものでございます。

次に 6 ページ、No.57「健康相談」については、新たに歯科相談を加えたことから、目標である相談対応可能件数を修正したものです。

下の段、No.58「訪問指導」については、介護保険の導入により、40 歳から 64 歳までが対象となりまして、65 歳以上は地域福祉支援課の担当となったことや対象者が減少傾向にあることから、目標である訪問件数を修正したものでございます。

次に 7 ページNo.59「健康教育事業」につきましても、歯科健康教育を加えたことから、目標である実施回数を修正したものです。

下の段、No.60「推進員活動事業」については、地域支援グループ数の目標値を再検討し、具体的に設定したものでございます。

次に 8 ページ、No.61「母子健康教育事業」については、保健センターの改修に伴い、思春期の子を持つ保護者対象のセミナーの実施を調整し、歯科のセミナーを加えたため、目標であるセミナー開催回数を修正したものです。

下の段、No.65「地域交流・健康づくり」につきましては、24 年度から 26 年度までの高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されたことから、数値目標である施設整備数を具体的に設定したものでございます。

次に 9 ページ、No.84「市民参加の推進」については、市民参加のさらなる拡大を図るため、要綱の改正により、市民生活に影響のある規則もパブリックコメント実施対象に加えたことから、目標をパブリックコメントの実施件数に修正したものです。

最後にNo.86「男女共同参画に関する意識調査および公表」につきましては、22 年度に行いました市民 3,000 人を対象とした無作為抽出による市民意識調査を現状としてとらえまして、目標値を設定しておりました。この調査はおおむね 5 年に 1 度の調査であることから、23 年度から 25 年度については、登録をされている市民の方々がパソコンまたは携帯電話から回答をする「e モニターアンケート」による調査結果を数値としております。しかしながら、市民意識調査と e モニターアンケート調査結果には、回答者の年代の相違などから、差異が生じていることから、目標を前年度の e モニターアンケートの結果よりも増加することと修正するものでございます。説明は以上でございます。

(三善会長) 事務局からの説明は終わりました。これに対して、何かご意見はございますか。

(小川委員) 質問をさせていただきますが、見直しはおそらく、他の計画で目標値が変わったのでそれに合わせて目標を変えろということと、もう一つは、実態に即したかたちに変えますよという、大きくはこの 2 つの方向だと思います。実態に即したというところで、例えば、4 ページのNo.38 やNo.42 の事業ですが、現状は平成 21 年度ということになっていますが、なぜ 21 年度なのかということです。23 年度でもよいのではないかと思います。例えば、このNo.42 の新規事業「養育支援訪問事業」であれば、21 年度実績が年間 292 日で 23 年度は目標を 360 日と設定したけれどもそんなには件数がないので落としますよということであれば、21 年度ではなくて 23 年度の実数が入っていてもいいのではないかと思います。感じがしたのですが、そこはなぜなのでしょう。

(三善会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) この訂正する前のかたちというのは、第 4 次実施計画そのままの形を掲載し、24 年度、25 年度の訂正をさせていただいているということでございます。また、ご指摘いただいたNo.38 とNo.42 は、次世代育成支援行動計画の方で策定をしているものでございますけれども、23 年度の実績を基に今年度見直しをかけているものでございまして、こちらには実績が入っておりませんで、分かりづらくすみません。No.38 の家庭保育事業の 23 年度実績につきましては、実際の数値は①の家庭保育員数は 23 人、②の保育児童数は 300 人ということで、かなり目標数値よりも下がった実数になっているということから、24 年度、25 年度の見直

しをしているところでございます。また、No.42 の養育支援訪問事業につきましても、23 年度の目標数値は 360 日ですが、実際は 61 日に下がっております。そして、24 年度、25 年度は 200 日としております。この数値についてもまた実際とは差異があるわけでございますが、環境が変化した要因で見直しをさせていただいていると先程も申し上げましたが、次世代育成支援行動計画では、ひとり親の家庭訪問ヘルプサービスや、産後家庭訪問ヘルプサービスなど新たな事業が入ってきたことにより、こちらの事業は減ってきたということで説明をしているところでございます。

(小川委員) それは、先程理解をしましたが、なぜ現状と一番左にあるのが 21 年度の数値なのかということです。今のようなご説明であれば、平成 23 年度でも良いのではないかとということです。

(事務局) 分かりました。この表の訂正の仕方というか、表示の仕方が分かりづらいということで、申し訳ございませんでした。

(三善会長) というと、表示を変えることになるのでしょうか。

(小川委員) 変えるということであればそれで良いかなと思います。

(事務局) 今の小川委員のご指摘は、21 年度を現状として表記すること自体がおかしいだろうというご指摘だと思います。23 年度の実績を主体に見直しをかけているということですので、この 21 年度の欄は修正するということができればいいでしょうか。

(小川委員) 分かりました。

(三善会長) そうすると、資料 4 で、「現状」という文言をすべて削るということですね。

(宮腰委員) 今の質問と関連しているところもありますので、実質的に共通している疑問点がありますので、今の No.38 と 42 の事業について意見を申し上げたいと思います。もしかしたら、小川委員のご意見とずれているのかもしれませんが、私も目標数値を見直す時に、現状が平成 21 年度のを念頭において、そして修正するのは 23 年度がどうだったのかということを見ていかなければいけないから、何を目安にしてこれからの目標値を変えるのかというところがずれているのではないかという気がします。一つは、前年度の 23 年度を考慮するというのは分かりますが、私の実務的な感覚からいけば、No.38 とか No.42 の子育て支援の関係や、No.30 の労働相談事業などというものは、まだ全然支援が不十分で行き渡ってなくて、もっと拡張していかなければいけない状況にあるように思います。にも関わらず、例えば、No.42 の事業であれば、目標数値 360 日に対して 61 日しか実績がなかったところを、その実績だったからそれを目安に、もうそれで次年度以降考えていこうということは近視的な考え方だと思います。第 3 次計画も 3 年間あったわけですから、その 3 年間がどういうふうに移ったのか、増えていったのか減っていったのか、それに対して、23 年度も去年度やっているわけですから、さらにその中でどういう位置づけで増える傾向なのかどうなのかということを見た上で 24 年度、25 年度を考えていかなければいけないのかなと思います。そういう意味では、参照されている数値、目標を見直すために参照した過去の数値がちょっと適切ではないような感じがするの 1 点意見を申し上げます。それと、例えば、No.42 の事業でいえば、23 年度実績が 61 日というのは、非常に少ない気がするのですが、事業概要が、「児

童の養育について積極的に必要と判断される家庭に対し」ですから、どういう判断で対象を利用者が利用できるようにしたのかによって、この実績は、広がりも狭まりもする可能性があると思います。この前年度の数値だけを見て目標数値を変えていく、あるいは、21年度現状と決めてしまってそこから数値を変えていくという判断自体にちょっと疑問を感じています。ただ、今日その中身まで修正をするようなことまで念頭に置かれていないのであれば言っても仕方ないことですが、少なくとも見直し理由についてはこれではちょっとお粗末と言わざるを得ないのではないかと思います。

(三善会長)

今のご意見に対しまして、事務局はいかがですか。

(事務局)

先程もご説明をさせていただきましたが、例えば、No.42の養育支援訪問事業に関しましては、次世代育成支援行動計画の方で見直しをしているところですが、積極的に支援することが必要と判断された家庭に対する支援、それから、新しく、23年度からひとり親家庭訪問ヘルプサービス、産後家庭訪問ヘルプサービスということで、ひとり親の方や産後8週間の方に対するヘルプサービスが加わってきたことなどからこちらの事業の利用者数が減ってきたという要因もございますことから、見直しをされたものと聞いております。23年度の実績のみを判断して24年度、25年度の見直しをしているだけではないと判断しております。

(三善会長)

複数年度を念頭に置いて判断しているということですが、宮腰委員、いかがですか。

(宮腰委員)

分かりました。ただ、それだったらそういう説明をきちんとされないと、これだけ見るとどこの過去の実績を見たのか分からないけど過去の実績を見て、今回からはこの数値にしましたという説明にしかなくなってない気がします。例えば、養育支援訪問事業であれば、似たような事業が他にも複数あって、そちらを利用する人が増えたためこの事業としては規模を縮小するということが見直し理由になるのかと思いますし、その場合でも22年度実績が177日ということがあって200日ぐらいを設定されたのかなという気もするので、そういうところをご説明になるということがむしろ今のご説明を端的に示すのかなと思います。

(三善会長)

過去の数値の増減だけではなく、他の根拠も示したなら、もっと説得力があったのではないかとのご意見ですね。事務局の方ではいかがでしょうか。

(事務局)

分かりました。そのようにご説明させていただきたいと思います。

(三善会長)

その他に、ご意見はございますか。

それでは、宮腰委員どうぞ。

(宮腰委員)

私の方でもう一つ気になったのがNo.30です。先程の意見と共通することかも知れませんが、労働相談事業ですが、若干ですけれども25年度は若干ですが数値を下げるということになっているわけですが、事業見直しによって実施回数が少なくなる予定となっています。この事業自体がどんなふうになさっているのか私自身分かっていないところもありますので、何とも申し上げられませんが、一般的には労働相談のニーズはすごく増えていて公共的な団体とか組織でも行われているところです。今後も益々増え続けることが予想されていると言えらると思います。ですので、どういう事情で減らして事業見直しをしてしまっ

たのが良く分からないと思いましたので、教えていただければと思います。

(三善会長) それでは、No.30 労働相談事業について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) こちらの事業については、雇用労政課が担当をしておりますが、ハローワーク等と協力して事業を行っているということで、市の方の相談回数は、24年度は50回のところ25年度については19回になるということで聞いております。また、協力してハローワーク等と事業を行っていると思いますので、市の方のこちらの事業としては減っていると聞いております。以上です。

(三善会長) 宮腰委員、いかがでしょうか。

(宮腰委員) 分かりましたけれども、あくまでも、市川市で男女共同参画推進のために色々な施策をどうしていくかという時に、他の団体がやるから減らしたという説明にしかかっていない気がするし、一番、先程の子育てとこの労働関係事業というのは、多分どこでも要になる部分だと思います。私が全体を見て他のが減ったのはそれなりに1回やればそれでちょっと良くなったりとかですね、分からないでもないなというのがいくつかあったのですが、少し残念な気がいたします。

(三善会長) 他の部署との関係からもこの数値が出てきているという説明に対するご意見でしたが、事務局ではいかがでしょうか。

(事務局) 労働相談事業は大切に需要が多いということで私どもも認識はしております。こちらの方は雇用労政課で担当しているわけですが、男女共同参画課の方でも雇用促進として、今年6月にNPOの団体と共にキャリア支援ということでセミナーを開催することを計画しております。こういったことを推進するというのを念頭において、男女共同参画課の方でもセンターを利用して事業を行っていきたいと考えております。

(三善会長) そうすると、この目標数値で説明するということが適切かどうかということも関係してくるのでしょうか。例えば、最後にあるNo.86の意識調査ですが、これはパーセントでの表示をしないことにしたわけですね。そうすると、ただ今、宮腰委員から発言があったNo.30の労働相談事業についても、このような数値目標でいいのかどうか、そういうことも関連してくるのではないかと思います。この点について、宮腰委員はいかがですか。

(宮腰委員) No.86の方まではあまり意識を持っていなかったのですが、色々な人を集めて講座をしたりあるいはアンケートを取ってマクロ的にやることも大切なことですが、共同参画という言葉は分かりにくいところですが、一つ一つの一人一人の暮らしのベースで、その人が抱えている問題の中からくみ上げていかないと実態は変わっていかないというのが私の実感です。それでいくと、この中で、本当に一人一人の市民が必要とするであろう部分の目標数値が全部削られているように見受けられましたので、非常に発想として根本的に問題があるのではないかという気がいたします。色々な目標設定を変えたりとか何を着眼点にするかということは大切ですけど、一個一個の細かいところまでは良く私は分からないですけど、非常に計画の立て方自体、根本のところはどうなのかなど。

(三善会長) 物事によっては、数値で表せない部分というのものもあるわけです。でも、そこをあえて明示しようといった場合に、数値目標が設定されるのでしょうか。そ

うしたことも含めて目標の見直しが行われてきているのかなと思いますが、実際に動かれる事務局の方々としては、どのようなご意見がございますでしょうか。

(事務局) No.86の事業についてでよろしいでしょうか。

(三善会長) それも絡めまして、目標数値の設定や見直しで苦労している面などかございましたら教えていただきたいと思います。

(事務局) 目標数値が非常に減っているということでご指摘をいただいているところでございますが、所管課によっては予算削減のためというようなこともございます。それだけが理由ではございませんけれども、適切な目標設定をしませんと効果的な進捗管理ができないという面もございますので、あまりかけ離れた数値目標を設定してしまっていることもどうかということで、今回の見直しをさせていただいております。私どもは、適切な数値目標の設定をさせていただきたいということでご提示したところでございます。

(三善会長) 古財委員、どうぞ。

(古財委員) No.38とNo.42というのは、女性がキャリアを持って社会に出るための突破口だと思っております。そういう意味で、目標値が非常に下がっているということは、ちょっと考えていただきたいなと思っております。私自身もNo.38の支援によって社会に出てまいりましたので、現状の平成21年度、23年度の数値を見て、24年度、25年度の目標値があまりにも下がっているの、これではなかなか市川市の女性が仕事を持ってやっていくには厳しいのかなと思います。人材がないのかなとか、色々なことを考えながらお話を聞いておりました。頑張っていたら、「女性のキャリア支援」になるのではないかと思います。よろしく願います。

また、No.60は、事業名が変わっていますが、内容は、どうなのですか。

(三善会長) それでは、2点ありました。No.38とNo.42に関する、後から申出がありましたNo.60についてですね。事務局からお願いいたします。

(事務局) まず、No.60の方から、お答えします。事業名が変わっただけということでございます。

No.38と42についてお答えします。過去こども部長をやっておりましたので、その時からの、過去3年、4年くらいの動きの中でご説明をさせていただきたいと思っております。今回ご懸念されている部分というのは、全体的に目標値が落ちていてやる気がないんじゃないかとか、そういうご心配だと思います。確かに、この男女共同参画については、いまいち牽引力が弱いと反省をする点で、今後積極的に全庁をとおして引っ張っていくような動き、今はどちらかというと各所管が担当している部分をとりまとめているというような部分ですけれども、これからはもっともっと積極的にやる必要があるという認識であります。No.38につきましても、事業そのものは拡大をしようという意志はこども部としては強く持っております。問題は、指導員がなかなか出てこない、その理由としては、指導員のプライバシーの問題もありますし、預ける側もありますし、なんといっても住宅問題です。指導員をやりたいんだけどちょっと家のスペースではという問題が非常に大きくあって、当初の計画より伸びなかったというのが実態です。待機児童解消には、認可保育園、無認可、色々な施策を打って

いるわけですが、それらと、言葉が適切かどうかは分かりませんが、隙間を全て埋めていくという意味合いでも家庭保育は非常に大切とっております。そこで、家庭保育のグループ化という動きも実際にあり、そういう視点からも取り組んでおりますので、数値は少し下がっていますが取組がダウンしているわけではないということでご理解いただきたいと思っております。

それから、養育支援の方も同じような理由がありまして、思いそのものが減っているということではありません。市の直営部分、保健センターの保育士であったり子ども部の職員が直営で非常に動きを拡大しておりまして、そういった面からこのヘルパーそのものが伸びてこないという、逆の作用が裏側にはございますので、宮腰委員のご指摘のように説明の言葉が足りないのだと思っておりますので、今後もっとしっかり分かるような説明にさせていただきたいということでもあります。

(三善会長) 今のご説明に対して、古財委員、よろしいでしょうか。

(古財委員) はい、ありがとうございます。納得いたしました。

(三善会長) 宮腰委員はいかがでしょう。

(宮腰委員) ご説明は良く分かりました。そういうことがここに書いてあったら良かったと思います。

(三善会長) それでは、この議題についてはよろしいでしょうか。

議題 2 に移ります。議題 2 「市川市DV防止基本計画掲載事業の目標等見直しについて」です。事務局から説明をお願いいたします。

## 議題 2 市川市 DV 防止基本計画掲載事業の目標等見直しについて

(事務局) 「市川市 DV 防止基本計画」の掲載事業の目標等の見直しについて説明をさせていただきます。DV防止基本計画につきましては、23 年 8 月に本市において、はじめて策定をしたものでございます。したがって、はじめて取り組んだ事業も多いこと、また、お手元に本日、お配りしておりますように今年度に入り急激にDV相談件数が増えていることなどが見直しの背景にございます。DVの相談件数の資料を見ていただきたいと思います。相談件数につきましては、23 年度が来所・電話をあわせて 566 件、24 年度は 12 月末の時点で 915 件となっております。なお、千葉県より昨年 12 月に通知がありまして、本年度より弁護士相談でのDVの相談も件数に加えてほしいとの連絡がございました。本日お配りしております件数は、まだ修正をしておりますことから、申し訳ございませんが参考としてご覧いただきたいと思います。

それでは、資料 5 をご覧ください。資料 5 は、第 4 次実施計画と同様に昨年 7 月に開催いたしました第 1 回審議会でご報告いたしました資料で、進行管理を行っている 32 事業を掲載しております。網掛けをしている部分が見直し事業になります。

では、一つずつ説明をさせていただきます。資料 6 をご覧ください。今回、見直しを提案しております事業が 8 事業ございます。事業番号 7 「相談窓口の広報活動の充実」についてでございます。ちなみに、ハンドブック、PRカードの配布数を目標値としておりましたが、多くの市民の方に目にさせていただくためには設置箇所を多くすることが効果的と判断しまして、ちなみに等設置箇所数を目標と修正いたしました。



続きまして、下の段、事業番号 9「外国人に対する相談窓口の周知」についても同様で、外国語のちらし、PRカードの配布枚数を目標値としておりましたが、設置箇所数を目標と修正したものでございます。

次に 2 ページです。事業番号 11「女性のためのDV専門相談員相談」については、23 年度より、一般相談員とDV相談員を統合しまして、すべての相談員をDV相談に対応できる女性相談員としたため、目標数値を 2 名から 3 名へ、また、事業名も修正をしております。

下の段、事業番号 14「通訳者情報の収集及び研究」については、通訳者情報の収集数を目標値にしておりましたが、今年度においては、実際に協力を依頼することが多くなってまいりますことから、事業の効果をよりの確に把握するために、通訳者の協力回数を目標と修正したものです。

次に 3 ページです。事業番号 15「施設入所の緊急協議」につきましては、緊急一時的に施設に入所した人数を目標値として設定しておりましたが、支援の方法といたしましては、選択肢は施設入所のみではなく、より良い支援の方法を関係部署と協議をしていくことがもっとも重要であることから、目標を関係部署との協議回数と修正したものでございます。

下の段、事業番号 17「安全確保のための同行や旅費等の助成」については、助成件数を目標値に設定しておりましたが、重篤なケースや追跡の危険性の高いケースで手持ち金がない場合にのみ助成を行っているもので、このようなケースはほとんどの場合、避難のための同行支援を行っていることから、同行支援件数を目標として修正したものです。

続きまして、4 ページ、事業番号 24「就労支援関連セミナー等の情報提供」につきましては、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行数を目標値としておりました。これは、ハローワーク等の開催する就労セミナーなどに参加するために、過去に配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が必要であったことから、目標値に設定したのですが、その後、参加にあたって特に証明の発行の必要はないことから、修正を行うものです。情報提供が必要な方には、すべての情報をお伝えしております、他の評価指標で定めております、就労に結びついた件数や、助成金、奨励金の受給件数の把握をすることは、現状では非常に難しいことから、目標値の設定はしていないものでございます。

最後に、事業番号 31「DV被害者ネットワーク会議の実施」につきましては、計画当初は男女共同参画と子育て支援課を中心にネットワーク会議を立ち上げる予定でしたが、ネットワークの範囲を広げ、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DVの家庭等における暴力に関し、新たにネットワーク会議を立ち上げることにしたものです。このことにより、関係機関等の連携をいっそう深め、支援に係る環境を整備していくこととしまして、今年度は、関係所管部署との協議や要綱の整備等の設置準備を行いまして、25 年度より開催を行う予定で、修正をおこなうものでございます。以上でございます。

(三善会長)

以上の説明につきまして、何かご意見はございますか。また、「現状」という表記、先ほどの部分と合わせてどうしますか。ここも変えるのでしょうか。

(事務局)

「現状」を削除します。

- (三善会長) 他にも色々あるかと思しますので、よろしくお願ひします。
- それでは、小椋委員、どうぞ。
- (小椋委員) 事業番号7番ですが、ちらし等の配布設置箇所数で今後は効果をとりたいという話だと思ひますが、今後、場所ごとの効果測定をされる予定なのでしょうか。
- (三善会長) 事務局、お願ひします。
- (事務局) 把握してまいります。現状では、今年度は、市役所の関係機関のみの配布とさせていただきますけれども、来年度については、病院、産院等、ショッピングセンターの女性トイレとか、女性だけが行くところ限定しておりますけれども、そういう所にも配布をさせていただきたいと思っております。
- (小椋委員) 分かりました。効果をよりの確に把握するためと書いてあるので、その点が一番重要だと思つたので聞いてみました。
- (三善会長) 他にご意見はございますか。佐野委員、どうぞ。
- (佐野委員) DVって自分がひどく扱われているということじゃないですか。今ここでみんなとちゃんとしているけど、家に帰ったら実はひどく扱われているという、弱っている状態で、例えば、主婦仲間でそういう人がいたとして、ここのトイレにも置いてありましたけど、ここに電話してくださいとか相談してくださいとか。その弱っている自分、ひどく扱われている自分が、どんな人が相談員かが分からない所に電話するのは、実際、ハードルが高いと私や私の周りの感覚ではそういう意見があります。でも、課長さんがおっしゃったとおり、病院に今度からは置くということで、自分がひどく扱われて弱々な時に、もう電話しよう、相談しようと思つて、病院とか、親が意外と不安な入学式とか、全員が参加するので華々しく見えるけど、親は第1子だったら不安だと思うし、保護者会には仕事があったらだんだん来ないようになるので、そういう時とかも、トイレとか市役所に置いてあつてもどうかなあと思ひます。自分が子どもを産んだ時に、24時間電話相談できる場所がありますっていうものを渡されたのですが、それ良かったよねとよく言うのですが、自分たちもぼろぼろなので、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにいなかった時、向こう側にどんな相談員がいるか分からないけれども、あの相談に電話したよね、登録したよね、自分も弱っている時だったから相談しやすかった、手を伸ばしやすかったような気がするのです。だから、手を伸ばしやすいような、以前長谷川委員がおっしゃられたように、病院どうですかとおっしゃられたことがあつたと思うのですが、小児科とか産婦人科とか、けっこう入学式も同じかなと思ひました。以上です。
- (三善会長) そうすると、学校などにもPRカードを置いてほしいということですね。それに対して、事務局の方ではいかがでしょうか。
- (事務局) 参考にさせていただきたいと思ひますが、女性のみでなく男性もいらっしゃる場においてはなかなか難しいところもあるのかと思っております。今後色々検討してまいりたいと思ひます。
- (三善会長) 他にご意見はございますか。
- (小椋委員) そこに関連するところで質問ですが、今実際に、どういう場所でこういったちらし等を置かれていて効果があるのでしょうか。

(三善会長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

今現在は市役所の関連施設、支所、出張所、公民館、図書館等色々な施設がございまして、そういった施設の女性トイレの方に置いております。ちらしに関しましては、市民がいらっしゃる窓口にも置いてございます。これだけの効果ではないと思えますけれども、本年度の相談件数は増えておりますので、ある程度の効果はあるものと思っております。

(小椋委員)

そうしますと、現状では、どこに設置したことでどれだけ効果があったというところは測れていないということよろしいでしょうか。

(三善会長)

PR効果の測定についてですか。

(小椋委員)

相談に行った女性や男性等が、何をどこでちらしを取ってここに来ましたというところまでは恐らく聞くのは難しいのかなと推測はするのですが、ただ、どういう場所に置いたから効果があったということを測らないと、やみくもに色々なところにばらまけば相談が来たというだけでは、効果測定といえない気がします。

(三善会長)

このご意見に対して、事務局の方はいかがでしょうか。

(事務局)

DVの相談に関しましては、非常に効果の測定というのは難しいところかなと思います。アンケートのようにどこで知りましたかということをお一人お一人に聞けば分かると思うのですが、そのような精神状態にいらっしゃる方が非常に少ないということもありますので、相談の方を重視しております。なるべくそういうものを見てたくさんの方が来ていただければいいというところで行っている事業でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

(三善会長)

相談に来ていただけるということを重視しているのですが、効果の測定まではしていないということですが、よろしいでしょうか。

それでは、その他にご意見はございますか。小川委員、どうぞ。

(小川委員)

見直し内容ということではないのですが、事業番号17番で、交通費の助成で、先程の説明の中で手持ち金がないから交通費を助成しますよという説明だったと思います。手持ち金がないということになれば、生活費がないでしょうけど、そうした場合はどういう対応をされているのでしょうか。

(三善会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今年度あった事例につきましては、警察の方からの同行でこちらに来た方がいらっしゃるしまして、所持金がなしということでございましたので、こちらでお話を色々聞きまして、この方は結局、女性サポートセンターの方に行きましたけれども、身体的暴力もあり非常に疲れている状態でもありましたので、ホテルで一泊していただきました。その日にお話を伺うのは無理なところもございましたので、こちらの助成で一泊していただいて翌日に女性サポートセンターに同行支援をしました。女性サポートセンターの方に入りましてからは、今後、生活保護をつけていくのかどうなのかという相談をまた別にしていくところでございますが、そういう事例がございます。

(三善会長)

小川委員、いかがですか。

(小川委員)

そうすると、生活費もないということであれば生保の方という制度というか、斡旋というかそうなるということですか。

(三善会長)

事務局、お願いします。

- (事務局) 生活保護につなげていくか、または、親類の方につなげていくか、または夫のもとに戻ってしまうという例もありますので、ケースによっては違うと思います。
- (三善会長) ケースによってということですが、小川委員、どうぞ。
- (小川委員) なんとなく、生保でいいのではないかという気がするのですが、交通費が助成できるのであれば生活一時金みたいなものの助成も検討されてはどうかという気がしました。以上です。
- (三善会長) 生活費の方もということですか。旅費は一時的な費用ですからね。事務局、いかがですか。
- (事務局) 今現在では生活保護の方につなげていくことが最善ではないかと思っております。
- (三善会長) その他にご意見はございますか。太田和委員、お願いします。
- (太田和委員) 見直しに関する視点とは違うのですが、いただいたDVの相談件数の資料を見ると、すごい勢いで増えてますよね。DVの件数が増えたということよりも、こういう相談があるということの周知が一つの効果を上げている結果だと思えます。ですから、周知活動、ちらしの配布箇所数ですとか新たな目標の設定がありました。現状である程度の成果があったことは分かるのではないかと思います。このDVに関しては、仕事柄、子ども側の問題として接することが多いのですが、養育支援訪問事業なども、必要と判断される家庭に対してヘルパー等を派遣するということですが、実際に経験がありまして、これを見てこういう事業の視点からヘルパーを派遣してくれたのかと思ひまして、自分でうなずいたところですよ。児童虐待、ネグレクトで食事も与えられない、足の踏み場のないようなところで子どもがいる現状に対して、子育て支援課に相談したところ、対応の一つとしてヘルパーを派遣してくれました。これは、中をきれいにしてというお母さんへの支援もそうなのですが、子どもの養育状態はどうなのかという視点から、客観的に観察をしてくれるのです。そして、その情報をいただいて、また必要な対応を考えるという視点からしていただいています。緊急避難箇所とされるところが本校の学区の中にもありまして、逆にそういう被害で他紙から来た方が入学してくるということがあります。市川からそういう被害で他市に行く場合は、追跡ができないように、関係書類は一切送らずに体一つで行くわけですけども、その際に、本校で経験した事例については、不登校になってしまったのですが、不登校対応について手厚く処理してくれる学校を細かくあたってくれて、そういう学校を選んでその地域に緊急避難の場所を設定してくれるとか、ここ数年できめ細かな対応をしてくれるようになったなということを、学校という現場の中から感じておりまして、感謝申し上げます。
- (三善会長) ご意見というよりは、お仕事上のご経験を通じて抱かれたご感想でございました。
- 他にご意見はございますか。
- それでは、市川市DV防止基本計画掲載事業の見直しについてはよろしいですか。
- なお、本日のご意見につきましては、後日、発言の記録等をメール等で事務

局からお送りいたしますので、ご確認いただきたいと思います。その際に修正がありましたら、修正部分もご確認ください。ご確認いただきました後の会議録等につきましては、ホームページ等で公表されることになっておりますので、ご了承お願いいたします。

—委員了承—

### 議題3 その他

(三善会長) それでは、議題3「その他」でございます。委員の方で何かございましたらお願いいたします。

森田委員は何かございますか。

(森田委員) 全般的に、議題1も2も同じように思ったのですが、民間企業的な感覚で言ってみると、全ての物事が前進していくために必要なことというのは、目標設定というところは重要なのですが、前進していくためには目標が下がっていったらだめだということ、目標が下がってしまう視点が前年度であったり、何かをしなかったから目標が下がったというようなことがすごく残念に思いました。なんで少なかったのかと言うところを、民間の感覚だと、そこを上げていくためにどう努力したらいいのかということをもっと話し合っていくべきだと思いました。全てのこのような資料についても、結果がすごく強調されていて、それをどうするためにどう努力していくのかということが民間の感覚からいうと甘いといったら申し訳ないのですが、そのようにも感じてしまいました。人のを参考にしたとか、前年が少なかったからとか、色々なことに流されてしまって、自分たちがどうしようと思っているのか、どう努力しようと思っているのか、熱い前進への努力というか気持ちというか、そういったところが甘いように感じてしまったのが正直、今日の思ったところです。

(三善会長) 今後のあり方について、ご感想も含めた建設的なご意見であったかと思いますが、事務局はいかがでしょう。

(事務局) ご意見承りまして、心して事業をやっていきたいと思っております。

(三善会長) 長谷川委員はいかがですか。

(長谷川委員) 今に関連するのですが、私は社会福祉の審議会にも出させていただいています。市の方を擁護するわけではないのですが、例えば、事業番号何番というものをばんと出されると、私たち審議委員の方はこういう方法でこういうことしかやっていないのねと取るのですが、実は、社会福祉審議会ですと、関係部署が機関銃のように、こういうことがあります、こういう成果が上がっていますと答弁してくださるのです。今回は男女共同参画課の事業に関してはきつとそういうふうな現状とか色々なことをお話になれるのだと思いますが、例えばさっきお話にあったこども部のお話とかは、こども部の方が今はこのような現状ですとお話いただかないと、なかなか私たちの方には成果が、この文章からだけではあまり把握できないです。ですから色々なご意見が出たと思うのですが、そういった面がちょっと行き違いがあつて、私たちの理解もあまり深まらないし、こういった資料を出されても市の方からも思いが伝わらないような感じになってきているのかなという気がいたします。それが一点と、色々な課が、例えば、総務部と福祉部が今度ネットワークの会議を立ち上げるとか、そういう動きが出てきているようですが、私も介護とか福祉の相談をしておりま

して、DVの潜在化をものすごく感じています。高齢者の女性でも、例えばDVをしている人が女性であったり、その女性も、自分はDVをしているのだ、悪いことをしているのだ、だから子どもに当たろうという、大きな問題が根底にはどろどろ流れていると思います。ですから、やはり、目の前にあるDVだけではなくて、実はそういったもっと広いDVの現状といえますか、そういうところにも相談体制を広げていかないと根本的な解決にはならないのかなと考える次第であります。

(三善会長) では、荒井委員は何かございますか。

(荒井委員) 特には審議していただきたいようなことはございません。

(三善会長) それでは、小保方委員はいかがですか。

(小保方副会長) 私も、審議というか感想になるかもしれませんが、先程の色々なご意見も含めまして、今回は色々見直し案がありましたけれども、これは多分、昨年度も意見として出た部分だと思うのですが、見直しをされたというのは、評価が50以下というところが見直されたのではないかということで、人数を減らすとか色々な意見がありましたけれども、それは、評価を100に近づけるということが大きく規定されている部分があるのかなというところがありまして、昨年度も評価は誰がどのようにするのですかという質問を確か私もさせていただいたと思うのですが、そういう観点から言いますと、評価が高い部分でもひよっとしたら見直さなくてはいけない部分があるのかなということと、話が昨年度に戻ってしまうのですが、数字として明確に表すということで分かりやすい部分、実際にDVのことに關しましては、太田和委員もおっしゃったように、多分非常に成果が上がっているという部分もあるのですが、数値ということに関して根本的な考え方を審議の中で決めていただきたいと思いますし、今回、このように目標が出て色々なご意見が出たので柔軟性も考えていただきたいと思います。

(三善会長) それでは、事務局の方から何かありますか。

(事務局) 次回の審議会の予定ですが、平成25年6月以降を考えております。本審議会委員の任期が本年5月31日で終了いたしますことから、今回は、全体として新しい委員構成でご審議いただく予定です。また、任期が1期目の団体推薦の委員の方につきましては、次期のご連絡を後日させていただく予定でおります。

なお、男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画及び、DV防止基本計画の計画期間が平成25年度までとなっていることから、来年度は次期計画策定に向けた議題となる予定です。

委員の皆様には、貴重なお時間をいただき、ご審議いただきましたことに感謝を申し上げます。今後とも本市の男女共同参画推進に關しまして、ご助言をいただきたいと思います。ありがとうございました。

(三善会長) それでは、これをもちまして、平成24年度第2回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 25年 2月 28日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名

三善 勝代

平成24年度第2回市川市男女共同参画推進審議会（1/31） 意見概要

	委員名	意見概要	事務局の回答
1	小川委員 P. 3、4	資料4で、「現状」の記載がなぜ21年度なのか。	第4次実施計画のそのままの形を掲載しているため、21年度が現状となっている。
		23年度の実績が入っていてもよいのではないか。	23年度の実績は資料3に記載がある。しかし、資料が分かりづらいため、資料4を修正する。
2	宮腰委員 P. 4、5	目標を見直すために参照した過去の数値が適切ではない。また、前年度だけ、21年度だけの数値を見て目標数値を変えることに疑問を感じる。	前年度のみの実績を判断して見直しをしているわけではない。
3	宮腰委員 P. 6	一般的には労働相談のニーズは増えているが、No.30 労働相談事業は、どういう事情で目標数値を減らしたのか。	ハローワーク等と協力して事業を行っており、市の事業としては減っている。
		子育てや労働関係事業は要になる事業であり、それらの目標数値が下がっているのは残念だ。	男女共同参画課でも、キャリア支援のセミナーを開催する予定であり、男女共同参画センターを利用して事業を行ってきたい。
4	三善会長 P. 7	目標数値で苦労している面や、どのような改善方法があるかを教えてほしい。	適切な目標設定をしないと効果的な進捗管理ができない面もあるため、見直しを提示している。
5	古財委員 P. 7	No.38とNo.42の事業は、女性のキャリア支援には必要であり、市は頑張ってもらいたい。	No.38は、事業そのものは拡大をしようという意志であり、No.42も同様に市職員が動きを拡大しているためこの事業が伸びてきている。今後はもっとしっかり分かるような説明をさせていただきたい。
		No.60の事業は、名前を変えただけで内容は同じなのか。	事業名が変わっただけである。
6	小椋委員 P. 10	事業番号7では、ちらし等配布設置後、場所ごとの効果測定をする予定なのか。	把握していく。
7	佐野委員 P. 10、11	小児科や産婦人科に相談カードを置くのと同様に、親は意外と入学式が不安なので、入学式にカード配布するのはどうか。	参考にさせていただく。

	委員名	意見概要	事務局の回答
8	小椋委員 P. 11	今はどういう場所にちらし等を置いていて効果があるのか。	市役所の関連施設のトイレや、ちらしは市民が来る窓口にも置いている。相談件数が増えており、ある程度の効果があると思う。
		相談者に聞くのは難しいが、どこに置いたから効果があったということのを測らないと、効果測定とは言えない。	相談を重視しており、ちらし等を見てたくさんの方に来ていただきたいということで行っている事業ということをご理解いただきたい。
9	小川委員 P. 11、12	事業番号 17 で、手持ち金がなければ生活費もないだろうが、その場合はどう対応しているのか。	あるケースでは、助成でホテルに一泊後、女性サポートセンターに入所し、生活保護を受けていくかどうかという相談をまた別に行っていくところである。
		生活費がない場合は生活保護になるということか。	ケースによる。
		生活一時金のようなものを検討されてはどうか。	現在は生活保護につなげるのが最善だと思っている。
10	太田和委員 P. 12、13	DVの相談件数が増えているというより、相談事業の周知が効果を上げているのだと思う。	—
		市がここ数年できめ細かな対応をしてくれるようになったと感じている。	—
11	森田委員 P. 13	前進していくためには目標が下がってはだめだということと、そこを上げていくためにどう努力したらいいのかをもっと話し合うべきだ。	心して事業を行っていく。
12	長谷川委員 P. 13、14	事業の担当部署の方から話していただかないと、文章だけではあまり成果が把握できない。	—
		目の前にあるDVだけではなく、もっと広く相談体制を広げていかないと根本的な解決にならない。	—
13	小保方委員 P. 14	数値ということに関して根本的な考え方を審議の中で決めていっていただきたい。	—